

**安心で豊かさが実感できる地域の創造**

## 19 保健医療対策の充実

提案先省庁 厚生労働省、文部科学省

### 提案事項

#### (1) 医療提供体制の整備

- ① 地域や診療科による医師の偏在の解消に向け、地域での勤務を医師のキャリアパスの条件にすること、診療報酬については、救急や産科等を一層手厚く評価し、病院へのインセンティブを付与することなど、積極的に取り組むこと。
- ② 医療施設の耐震化をさらに促進するため、医療提供体制施設整備交付金（施設耐震整備）及び医療施設運営費等補助金（耐震診断）の増額を図ること。

#### （提案の理由）

##### 現 状

- 医師確保については、地域や診療科による偏在の解消に向け、平成22年度から緊急臨時に医学部入学定員増が図られたほか、産科医等育成・確保支援事業などの予算措置が講じられたところである。
- 平成22年に国が実施した「病院等における必要医師数実態調査」によると、本県の現員医師数と必要求人医師数の合計数は、現員医師数の1.10倍（全国1.11倍）で、全国平均を下回っているが、地域による偏在が見られ、真庭医療圏では1.32倍、高梁・新見医療圏では1.30倍と全国平均より大幅に高く、医師不足が顕著となっている。
- 平成25年度の医療提供体制施設整備交付金交付額は、本県の要望額の35%程度にとどまっている。
- 医療施設耐震化臨時特例基金事業は、平成24年度補正予算で積増しが行われ平成25年度着工分まで対象となつたが、依然として未耐震の棟を有する病院が多い。

##### 課 題

- 地域や診療科による医師の偏在を解消するため、地域の医療ニーズにあった医師確保に取り組む必要がある。
- 医療提供体制施設整備交付金等の増額により、医療施設の耐震化整備を促進する必要がある。

## 【参考】

- 卒業後に県が指定する医療機関で勤務する医学部学生の推移見込み

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
地域枠学生数	5	13	20	26	30	39	43	45	46
自治医大学生数	12	13	12	14	14	15	16	15	16
実働医師数	18	18	18	17	18	14	20	31	36

(単位：人)

- 医療提供体制施設整備交付金（医療施設耐震整備事業を含む）

医療施設耐震整備：新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費等の1／2を補助

- 医療施設運営費等補助金（医療施設耐震化促進事業を含む）

医療施設耐震化促進：耐震診断に必要な経費の2／3を補助

- 本県の病院の耐震化率（平成25年8月）

・病院全体 54.7%（全国平均64.2%）  
 ・災害拠点病院及び救命救急センター 55.6%（全国平均78.8%）

## 提案事項

### (2) がん検診受診率向上対策の拡充及び推進等

国において、がん検診の受診促進に向けた普及啓発、がん検診推進事業等の取組を積極的に進めるとともに、効果的な受診率向上対策の検討を早急に進めること。また、地方において、受診率向上対策を十分に進められるよう財源措置を行うこと。

### (提案の理由)

#### 現 状

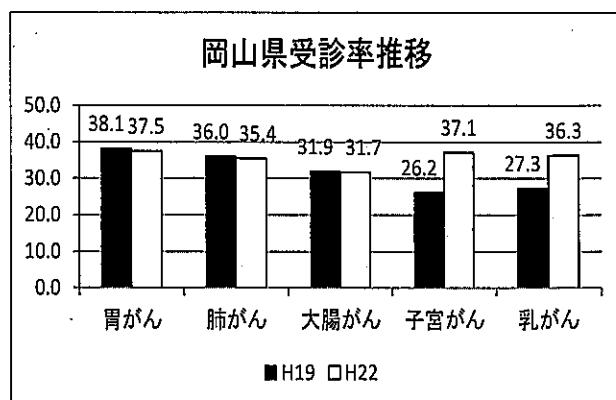
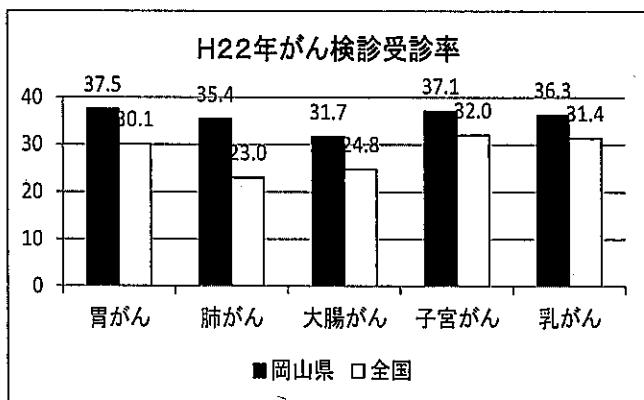
- がん対策基本法に基づき、新たな「がん対策推進基本計画」においては、平成28年度までにがん検診受診率を50%（胃・肺・大腸は当面40%）にするよう目標を定め、取り組んでいるが、がん検診受診率は国民生活基礎調査によると、目標を大きく下回っている。
- がん検診受診率向上に向けた、国及び地域での十分な取組が必要である。
- 乳がん・子宮頸がん・大腸がん検診の受診率向上においては、がん検診推進事業による受診費用の軽減措置は有効であり、継続した財政支援が必要である。

#### 課 題

- がん検診を全ての国民が受診できるよう、働きかけを継続する必要がある。
- 各自治体において、個別通知による受診勧奨を行ったり、夜間休日検診などの体制を整備しているが、受診率は伸び悩んでおり、抜本的な受診率向上対策が必要である。
- 受診率向上対策に十分に取り組むためには、十分な財源措置が必要である。

### 【参考】

がん検診の受診率の状況（出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」）



## 提案事項

### (3) 母子保健医療に係る対策の充実

小児、ひとり親家庭等及び重度心身障害者に係る医療費公費負担制度については、国の制度として創設すること。

また、財源については、社会保障・税一体改革の中で地方単独事業として位置付けられたところであるが、事業内容や規模に応じた事業実施が確実に行えるよう十分な財源を確保すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 小児、ひとり親家庭等及び重度心身障害者の医療費については、県単独事業として、医療保険による自己負担額の一部を県と市町村で負担している。

#### 課題

- 社会保障・税一体改革の協議の中で、小児、ひとり親家庭等及び重度心身障害者の医療費助成は地方単独事業として整理され、その財源については、消費税増税分を充てることで合意しているところであるが、全国一律の公費負担制度を創設するとともに、医療費助成が確実に実施できるよう十分な財源の確保が求められる。

## 提案事項

### (4) 予防接種制度の見直し

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で広く接種することが望ましいとされたおたふくかぜ及びB型肝炎ワクチンについて定期接種化に向け必要な法改正等を早急に行うとともに、十分な財源を確保すること。

また、ロタウイルス等その他ワクチンについても、評価や公衆衛生政策における位置付けについて、早急に検討を行い、結論を出すとともに、予防接種法の対象となった場合、十分な財源を確保すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 24年5月、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会（25年から厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下、「分科会」という。）に改編）において、「7ワクチン（子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎）について、広く接種を促進することが望ましい」、「ロタウイルスワクチンは、24年内を目途に、専門家による医学的・科学的観点からの評価を行っている」、「接種費用の負担のあり方について、市町村等関係者と十分に調整しつつ検討」との提言が出された。
  - この提言を受け、平成24年度まで子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業で助成が行われていた子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンを定期接種の対象とする予防接種法改正法が25年に施行されるとともに、予防接種法に基づく定期接種に係る公費負担の範囲について、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業と同様の範囲（9割）とされた。
  - また、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌を除く4ワクチンは、平成25年度末までに定期接種化の結論を得るよう努める等の予防接種法改正に伴う国会附帯決議が出され、水痘、成人用肺炎球菌ワクチンは、26年10月からの定期接種実施に向け、現在国において準備が進められている。
- おたふくかぜ、B型肝炎及びロタワクチンは、分科会等において、引き続き技術的課題等の検討が進められることとなっている。

#### 課題

- おたふくかぜ、B型肝炎ワクチンについて、国民の健康に大きく関わってくることから、早期に定期接種の対象とすることについて結論を出す必要がある。  
また、ロタウイルスワクチンについては、課題の早急な検討を行い、結論を出す必要がある。
- 予防接種法の定期接種になった場合には、接種率の向上と負担軽減のため、国による十分な財源の確保が求められる。

## 20 社会福祉基盤の整備

提案先省庁 内閣府、厚生労働省

### 提案事項

#### (1) 社会福祉施設の耐震化等の促進

児童福祉施設や障害者支援施設、老人福祉施設等の社会福祉施設の耐震改修等を促進するため、平成26年度で終了とされている臨時特例基金事業等について、事業の継続はもとより恒久的な対策への移行を図るとともに、併せて、補助率の引上げなど制度の拡充を図ること。

#### (提案の理由)

##### 現状

- 社会福祉施設は、災害発生の際に特に配慮を要する児童や障害者、高齢者が入所する場であるとともに、災害発生時には要援護者の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保が極めて重要であるが、本県では、耐震化が必要な社会福祉施設が残っている状況にある。
- 主な事業実施主体である社会福祉法人は、一般的に財政基盤が脆弱であることから、同事業における事業者負担が経営を圧迫するとの懸念から、事業実施に消極的なケースがある。
- 南海トラフ巨大地震の発生の危険性が指摘されており、地震発生の際には、本県へも多大な影響があることが予測されている。
- 長崎県の認知症高齢者グループホームや新潟県の障害者のグループホームでの火災事故等を背景に消防法施行令が改正され、火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する既設の社会福祉施設は、一部の例外を除き原則として延べ床面積にかかわらず、平成30年3月31日までにスプリンクラーを設置することが義務づけられた。

##### 課題

- 社会福祉施設の入所者や地域住民の安全性の確保の面から、早急に耐震化等に取り組む必要がある。

#### 【参考】

- 本県の社会福祉施設耐震化の状況（岡山市、倉敷市を除く。）

区分	救護・授産	児童	障害	老人	全体
H25.10.1現在	67.4%	70.8%	79.1%	89.1%	82.7%

## 提案事項

### (2) 福祉・介護人材の確保

福祉・介護の仕事が魅力あるものとして評価・選択されるとともに、職場への定着促進を図るために、一層の待遇改善策を講じること。

併せて、平成26年度で終了とされている緊急雇用創出事業臨時特例基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）について、事業の継続はもとより恒久的な対策への移行を図ること。

### （提案の理由）

#### 現状

- 福祉・介護職員については、介護報酬や障害福祉サービス等報酬の改定、待遇改善事業の実施等によって待遇改善を図られてきたところであるが、賃金や超過勤務等の労働環境の厳しさから求人に対する希望者が少なく、質の高い人材を確保することが困難となっている。

#### 課題

- 団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37年には、現在の約1.5～1.7倍の介護職員が必要となる見込みであるとともに、ライフスタイルの多様化等により、福祉・介護ニーズは多様化、高度化しており、これらのニーズに対応する福祉・介護人材は、質・量の両面において一層の充実が求められている。

### 【参考】

- 基金事業の実施状況

平成24年度	平成25年度	平成26年度 (予算額)	平成21～26年度計
85,965千円	77,119千円	81,358千円	369,096千円

- 主な成果（平成24・25年度）

潜在的有資格者を対象としたセミナーを受講した者のうち実際に就業した者の数	163名／623名
現任職員の定着を目的としたキャリア形成のための訪問研修を受講した者の数	8,469名

## 21 障害福祉施策の推進

提案先省庁 内閣府、厚生労働省

### 提案事項

平成25年4月に施行された障害者総合支援法に係る施策の推進については、地方に新たな負担が生じないよう国において必要な財源を確保するとともに、法施行後3年を目途として講じることとされている措置については、施行までの準備に十分な期間を確保できるよう、具体的な内容について早期に情報提供を行うこと。

#### (提案の理由)

##### 現状

- 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業への補助は、国の裁量的経費とされ、地方の超過負担が生じている。
- 障害者総合支援法は平成25年4月に施行されたが、法施行後3年を目途として、更なる制度改正等が検討されている。(下記参照)

#### 【参考：障害者総合支援法附則(平成24年法律第51号)第3条の概要】

政府は、この法律の施行後3年を目途として、次の事項について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

- ・常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ・障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ・障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ・手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図るために支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ・精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方 等

##### 課題

- 障害者総合支援法の主要な事業である地域生活支援事業については、サービスを必要とする利用者等へ配慮するとともに、地方自治体がその実情を勘案し、十分に事業に取り組めるよう国において財源を確保する必要がある。

#### 【参考】

- 地域生活支援事業に係る国庫補助充当率（平成24年度実績）

市町村分 計	62.7%
県分	100%

## 22 中山間地域等における高齢者支援対策の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 提案事項

平成24年度から「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス」等が創設されたところであるが、都市部に比べ、人材確保が難しく、サービス提供の効率が悪い地方における地域包括ケアシステムの構築のため、こうしたサービスへの事業者の参入インセンティブを高めるような介護報酬の在り方などについて検討すること。

#### (提案の理由)

##### 現状

- 中山間地域等を抱える地方では、高齢化とともに過疎化が進行し、事業者の参入が困難となっているため、本県では、市町村と連携し、こうした地域での事業展開に対する独自の補助制度を平成24年度に創設した。

##### 課題

- 地方の過疎化に伴い、今後、一層介護サービスの提供が難しくなることが見込まれる中で、地方における地域包括ケアシステム構築のためには、サービスや報酬の在り方等についての検討が求められる。

## 【参考】

- 中山間地域等における地域包括ケアシステム構築のための本県の取組

## 【事業名】

地域包括ケア体制推進総合事業（中山間地域等在宅介護サービス強化事業）

## 【事業内容】

中山間地域等に居住する高齢者に介護サービスを提供する事業者を支援する保険者に対し費用助成を行う。

## (対象サービス) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

夜間・早朝・深夜における訪問看護及び訪問介護

(事業主体) 市町村（保険者）

(補助率) 2分の1

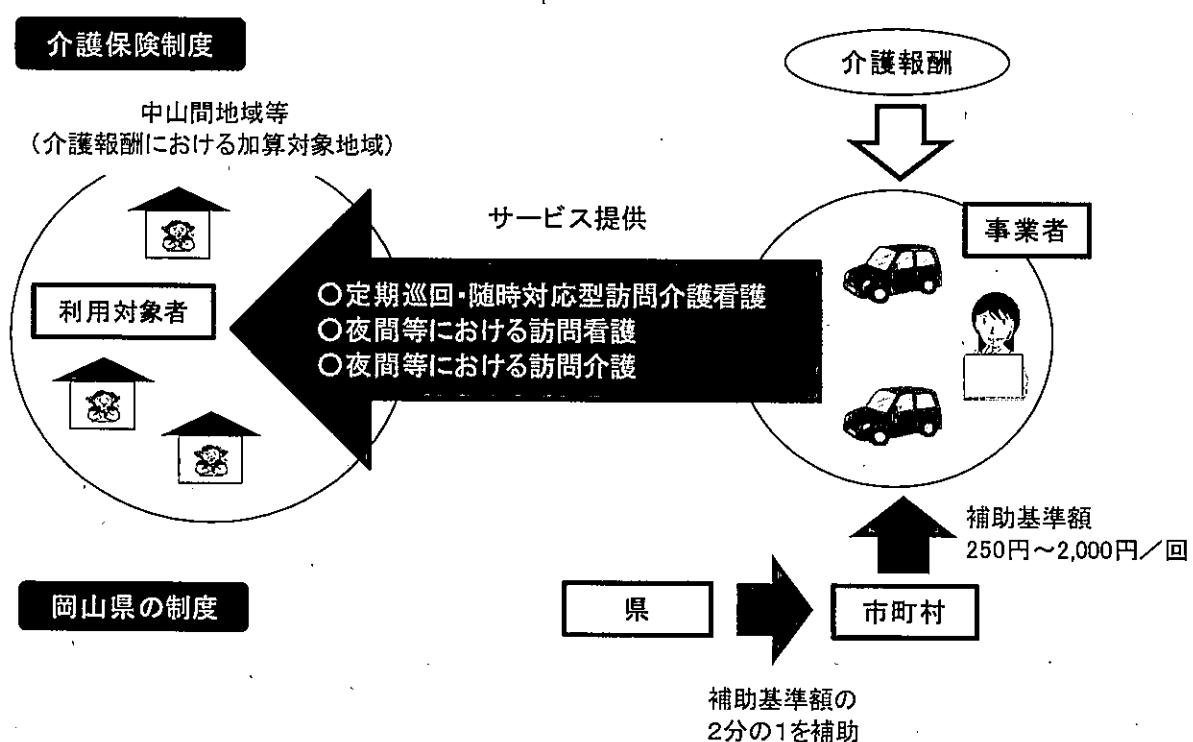
(助成内容) 利用者宅への訪問1回につき次の基準額を補助する

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	250円／回
------------------	--------

夜間・早朝・深夜における訪問看護	2,000円／回
------------------	----------

夜間・早朝・深夜における訪問介護	1,000円／回
------------------	----------

## 【事業実施イメージ】



- 介護第1号保険料の推移

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
全国	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円
岡山県	3,072円	3,663円	4,449円	4,474円	5,224円

## 23 少子化対策・子育て支援の推進

提案先省庁	内閣府、総務省、厚生労働省
-------	---------------

### 提案事項

#### (1) 児童虐待防止等の支援体制の充実

児童虐待等に対応するために市町村が設置する要保護児童対策地域協議会については、その設置と児童福祉司など一定の要件を満たす職員の配置が努力義務とされていることから、専門職等の常勤職員を配置するために必要な財政措置を行うこと。

### (提案の理由)

#### 現状

- 児童福祉法改正により、平成20年に要保護児童対策地域協議会の設置が努力義務化され、平成21年には支援対象が要保護児童に加え、養育支援の必要な子どもやその保護者、妊婦に拡大されるとともに、同協議会には児童福祉司など一定の要件を満たす者を配置するよう努めることとなった。
- しかしながら、地方交付税措置における児童福祉共通費は平成20年度以前と変わっていない。

#### 課題

- 児童虐待の相談対応が増加するなど児童福祉に関する業務が拡大する中、要保護児童対策地域協議会を効果的に機能させるためには、専門職等の常勤職員の確保が求められる。

### 【参考】

- 市町村要保護児童対策調整機関担当職員（平成25年度）
  - 専任職員の配置市町村 16市町村／26市町村
    - うち、常勤職員の専任職員配置市町村
      - 10市町村／16市町村（倉敷市、津山市、玉野市、井原市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、早島町、久米南町）
      - うち、専門職の配置は7市町村／10市町村

## 提案事項

### (2) 少子化対策の推進

少子化対策の推進に当たっては、地方が地域の実情に即した対策を進める際の支援の拡充を図るとともに、結婚や出産、子育ての素晴らしさ等について、個人の選択によるものであることを踏まえつつ、全国的なキャンペーンを展開するなど、全国規模で実施することが効果的な取組については、国自らが強力に推進すること。新規

### (3) 地域の子育て支援の充実

- ① 保育サービスの充実が図られるよう、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり等の補助基準額を引き上げるとともに、保育所運営費の算定の基準を超えて保育士等を配置する保育所に対し、十分な財政措置を行うこと。また、保育料の軽減など、育児支援のための負担軽減措置をさらに推進すること。
- ② 「子ども・子育て支援新制度」の実施に当たっては、地方公共団体と十分な協議を行い、地域の実情に応じた取組を行える制度にするとともに、保育所整備も含め、必要となる財源の確保を確実に行うこと。
- ③ 発達障害児保育については、厳しい現場の実態に鑑み、保育所での障害児の保育が適切に実施されるよう、地方交付税措置の更なる改善を図ること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 平成25年の岡山県内の合計特殊出生率は、1.49で、前年（1.47）に比べ、0.02の増となっているが、県内の出生数は、16,210人で、前年（16,279人）に比べ、69人の減（△0.04%）となっており、依然として少子化対策は待ったなしの状態となっている。
- 現行の国庫補助制度においては、保育需要を踏まえ、充実した保育サービスを提供するための必要な財政措置が行われているとはいえない。
- 「子ども・子育て支援新制度」については、国の「子ども・子育て会議」で、より具体的な検討が進められており、平成27年度に新制度による支援がスタートする予定である。
- 発達障害児保育の現場では、財政的及び人的要因から、十分な人員配置と待遇改善が行われず、増大する需要に十分に対応できていない。

## 課題

- 少子化の要因は、未婚化・晩婚化の進展、出生力の低下、子育て環境の問題など、多岐にわたるため、少子化対策を行うに当たっては、結婚から妊娠、出産、子育てに至るまで、切れ目のない総合的な支援を社会全体で進める必要がある。国においては、少子化対策推進に向けた意識啓発や、モデル的・先進的な取組の発掘など、全国規模で実施することが効果的と思われる取組を積極的に推進することが望まれる。
- 保育の質の向上を図るとともに、多様化する保育ニーズに対応するためには、国による十分な財源の確保が求められる。
- 「子ども・子育て支援新制度」は、国において財源不足が懸念されているが、子どもと子育てに係る仕組みを全く新たなシステムに変更するものであり、都道府県や市町村、事業者等への影響が大きいため、これら関係者の十分な理解と協力が不可欠である。
- 保育所での発達障害児の保育を適切に実施するためには、国による十分な財源の確保が求められる。

## 【参考】

- 主な特別保育事業の補助単価

事業種別	基本分単価	事業種別	基本分単価
休日保育事業	1,351,000円	病児対応型 <sup>*2</sup>	2,417,000円
延長保育事業 <sup>*1</sup>	4,591,000円	病後児対応型 <sup>*3</sup>	2,006,000円

※1 最低基準等で配置することとされている保育士以外に、保育士を1名以上加配すること。また、延長時間帯で保育士の数は2名を下ることはできない。

※2 病児の看護を担当する看護師、保健師等を利用児童10人につき1名以上配置とともに利用児童概ね3人に1名以上の保育士を配置することとされている。

※3 病後児の看護を担当する看護師、保健師等を利用児童10人につき1名以上配置することとされている。

## 提案事項

### (4) 児童養護施設等の小規模化・家庭的養護の推進

児童養護施設等の小規模化・家庭的養護を推進するため、施設の運営主体が小規模化や地域分散化、高機能化に取り組めるよう、推進計画に対応した新たな財源措置を講じること。 **新規**

#### (提案の理由)

##### 現状

- 平成27年度から41年度までの15年間で、児童養護施設等の本体施設は、全施設を小規模グループケア化し、定員を45人以下にするとともに、本体施設、グループホーム、里親等の割合をそれぞれ3分の1ずつにするよう、計画の策定を国から求められている。
- グループホーム等の小規模グループケアを推進していくためには、少ない人数の職員で子どもを支援する必要があり、経験年数が浅く、人材確保が困難な施設の実情を踏まえると、国の目標設定は非常に困難である。
- 小規模グループケアの推進には、施設改修を伴い多大な経費が必要である。
- 次世代育成支援対策施設整備交付金により、施設の新設・改築を行う場合、児童養護施設の経営は大変厳しい状況であり、施設整備に備えた積立がなく、4分の1の自己負担ができない事業者がほとんどである。

##### 課題

- 児童養護施設等の小規模化・家庭的養護を推進していくためには、十分な財源の確保が求められる。

#### 【参考】

- 施設等の現状

施設等	全 国	岡山県
児童養護施設 乳児院	36,863人 <84.0%>	509人 <84.6%>
地域小規模児童養護施設 (グループホーム) 分園型小規模グループケア	1,848人 <4.2%>	24人 <4.0%>
ファミリーホーム 里親	5,180人 <11.8%>	69人 <11.4%>
計	43,891人 <100.0%>	602人 <100.0%>

※1 全国数値は、平成24年10月1日現在の児童数

※2 岡山県数値は、平成25年4月1日現在の児童数

## 24 ハンセン病問題対策の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 提案事項

- ① ハンセン病の患者であった方等に対する偏見・差別の解消や社会復帰を希望される方々への支援の充実に努めること。
- ② ハンセン病問題基本法において、普及啓発活動や社会復帰の実現のための施策が国に義務付けられており、こうした施策や長島愛生園、邑久光明園の将来構想の実現に向け、全力で取り組むこと。
- ③ ハンセン病療養所が保有する歴史的建造物や過去の貴重な文献等の資料を保全し、普及啓発に活用すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 県内にはハンセン病療養所として長島愛生園、邑久光明園の2施設があり、合わせて384名（26. 6. 1現在）の入所者が生活している。県は、偏見・差別の解消のための普及啓発事業や療養所全体としての社会復帰を推進する事業を実施している。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において将来構想が策定され、その実現に向けて関係者が連携して取り組んでいる。
- 両園に残されている過去の貴重な文献等は歴史の教訓とすべき貴重な資料であり、本県では、収集した資料をとりまとめて資料集「長島は語る（前編・後編）」を刊行するなど、残された資料を後世に繋ぐ努力をしている。

#### 課題

- ハンセン病の患者であった方等に対する偏見・差別の解消が実現できていないことから、国においても、これまで以上に偏見・差別解消のための活動を実施することが必要である。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において将来構想が策定されたが、その実現に向けては国の支援が不可欠である。
- 両園に残されている歴史的建造物や過去の貴重な文献等の関係資料を適切に保全していく必要がある。

## 25 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊日本原駐屯地等の現行体制の確保

提案先省庁	防衛省
-------	-----

### 提案事項

防衛計画の大綱に基づく自衛隊の具体的な体制の検討に当たっては、陸上自衛隊日本原駐屯地等が、県内における災害への迅速・的確な対応により、県民の安全・安心に大きく貢献していることを踏まえ、今後とも災害派遣に支障が生じない体制となるよう配慮すること。 **新規**

### (提案の理由)

#### 現状

- 昨年12月に閣議決定された「防衛計画の大綱」において、今後の我が国の防衛の基本方針が示された。
- この中では、陸上自衛隊について、戦車及び火砲を中心として部隊の編成・装備を見直し、効率化・合理化を徹底することとされており、火砲や戦車を中心とした編成されている日本原駐屯地の体制縮小が懸念される。
- 一方で、大綱では「大規模災害等の発生に際しては、所要の部隊を迅速に輸送・展開し、初動対応に万全を期すとともに、必要に応じ、対処態勢を長期間にわたり持続する」とされている。
- 本県において自衛隊は、県内に駐屯する部隊を中心として、平成21年の台風災害や平成23年の瀬戸内海の石島の火災などにおいて、迅速な災害派遣により、救助・消火活動などに多大な貢献をいただいたところであり、こうした活動への真摯な取組に、県民の自衛隊への期待や信頼、感謝の想いもますます深まっている。
- また、日本原駐屯地及び三軒屋駐屯地が所在する地元では、日頃から住民と隊員・家族との交流が図られ、駐屯地の存在が、地元の経済・社会活動に大きく貢献しており、大綱においても、「自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティーの維持・活性化に大きく貢献していること等を踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する」とされている。

### 課題

- 大綱に従って策定される次期中期防衛力整備計画に、特科隊や戦車中隊で構成される日本原駐屯地など、本県に所在する駐屯地の隊員削減が盛り込まれる懸念があるが、当該計画の策定に当たっては、地域の防衛・警備はもとより、南海トラフ巨大地震など本県における大規模災害への派遣体制に影響が生じないよう、特段の配慮を求めていく必要がある。

### 【参考】

(本県内の駐屯地の状況)

- 陸上自衛隊日本原駐屯地（奈義町） 第13特科隊など
- 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区） 第305施設隊など

## 26 緊急輸送拠点となる岡山空港の 老朽化・耐震対策の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

### 提案事項

多くの利用者があり、災害時の緊急輸送拠点である岡山空港の安全・安心を確保するため、電源施設の更新など老朽化対策並びに空港施設の耐震対策に必要な財源を確保すること。 **一部新規**

### (提案の理由)

#### 現状

- 年間130万人余が利用する岡山空港は、地震等災害時には物資や人員の緊急輸送拠点として位置づけられているが、設置から26年を経過した航空灯火用電気設備等について、平成25年に劣化状況の調査を実施したところ、早期の更新が必要と診断された。  
また、東海・東南海・南海の3連動地震等を想定した耐震対策にも取り組んでいる。

#### 課題

- 東日本大震災の経験を踏まえ、防災上においても重要な公共施設の安定的な運用が急務であり、岡山空港の老朽化対策、施設の耐震化に向けて財政負担が課題である。

### 【参考】

- 国の航空局予算の推移 (単位：億円)

年度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
空港整備勘定	3,264	3,181	3,277	3,656
一般空港等	293	283	332	731※

※一般空港等…老朽化対策、耐震化等、ターミナル地域再編事業、那覇空港滑走路増設事業（平成26年度の予算額731億円のうち那覇空港滑走路増設事業が347億円）

## 27 電源三法交付金の交付延長

提案先省庁 文部科学省

### 提案事項

(独)日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設における現在の研究終了後も地元住民や県民の安全確保等のためには、引き続き、防災対策、広報・調査、地域振興に資する電源三法交付金は不可欠であり、交付を継続すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 国の原子力研究を担うべく国策として建設された(独)日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設は、平成12年度までにウラン濃縮に係る運転を終了し、現在は同施設の解体に向けた事業や滞留ウランの回収に関する研究が行われている。
- 同施設の現在の研究の終了に伴い、本県、津山市及び鏡野町に防災対策、広報・調査及び地域振興を目的として交付されている電源三法交付金について、近いうちの打ち切りが懸念される状況にある。

#### 課題

- (独)日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの解体・撤去が終了するまでには少なくとも10年以上を要し、その間は劣化ウランのほか大量の処理できない放射性廃棄物の現地保管が続くことになる。

### 【参考】

#### ○ 核燃料等の保管量 (t U)

核燃料等の種類	保管量
天然ウラン	71.1
濃縮ウラン	30.9
劣化ウラン	2,597.1

(平成25年12月末現在)

#### ○ 解体終了時の発生廃棄物量 (推定)

廃棄物の種類	排出量
非放射性廃棄物	17千本
放射性廃棄物	169千本
計	186千本

(ドラム缶換算)

## 28 国営造成施設の安全性の確保

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

### 提案事項

県内に存する国営造成施設について、大規模地震が発生した場合の地震・津波への安全対策に万全を期すよう、引き続き検討すること。

#### (提案の理由)

##### 現 状

- 現在の国営造成施設は、建設時の耐震設計基準に基づき建設されており、レベル1（耐用年数中に一度は受ける可能性が高い地震）に対する耐震性を有していることが確認されているが、南海トラフ巨大地震が発生した場合には想定を超えた大規模な被害が発生するおそれがある。

##### 課 題

- 今後発生が予測される最大規模の地震・津波に対する国営造成施設の安全性を確保し、農地、住宅、学校、公共施設など、多くの生命や財産への被害防止・軽減を図る必要がある。

#### 【参考】

- 県内に存する主な国営造成施設

施 設 名	管 理 者	所 在 地	規 模	備 考
新田原井堰	県	和気郡和気町天瀬～田原上	堰長 220m	未着手
西原ダム	土地改良区	勝田郡奈義町西原	堤長 192m 堤高 46.1m	未着手
児島湾締切堤防	県	岡山市南区福島～郡	堤長 1,558m	調査中
笠岡湾干拓堤防	県	笠岡市平成町～拓海町他	堤長 4,666m	調査中
小阪部川ダム	土地改良区	新見市熊谷～唐松	堤長 145m 堤高 67.2m	調査中

## 29 治水及び高潮・津波対策事業の推進

提案先省庁 国土交通省

### 提案事項

直轄管理区間の河川整備計画を早期に策定するとともに、浸水被害を防止するため、河川改修を推進すること。

また、治水事業、高潮・津波対策事業を推進するため、十分な予算を確保すること。

- (1) 吉井川水系河川整備計画の早期策定
- (2) 直轄管理区間の改修推進
  - ・高梁川水系小田川合流点付替事業等の推進
  - ・旭川放水路（百間川）改修事業等の推進
- (3) 県管理河川事業及び高潮・津波対策事業予算の増額

### （提案の理由）

#### 現状

- 直轄管理区間においては、吉井川の河川整備計画は未策定である。
- 県管理河川のうち整備が必要な延長は1,831kmであるが、改修済みの延長は暫定的なものを含めても685kmに過ぎず、近年でも平成10年、16年、21年、23年に甚大な浸水被害を被った。特に平成23年台風第12号では、県内の各地で観測史上最大の24時間雨量を観測し、県南部を中心に大規模な浸水被害が発生した。
- 海岸保全施設整備の基本となる「岡山沿岸海岸保全基本計画」を、本県が公表した南海トラフの巨大地震による津波高等を踏まえ、平成26年3月に改訂した。

#### 課題

- 早期に吉井川の河川整備計画を策定するとともに、高梁川水系小田川合流点付替事業をはじめ、旭川放水路（百間川）事業等の改修を早急に進める必要がある。
- 治水関係事業予算の不足などから、県管理河川の改修は遅れており、台風等によりひとたび被害が発生すると、大規模な被害状況となることから、ハード整備の着実な推進により、治水安全度を向上する必要がある。
- 今後は、改訂した「岡山沿岸海岸保全基本計画」に基づき、高潮に加え、地震・津波に対する海岸保全施設の整備を早急に推進していく必要がある。

### 【参考】

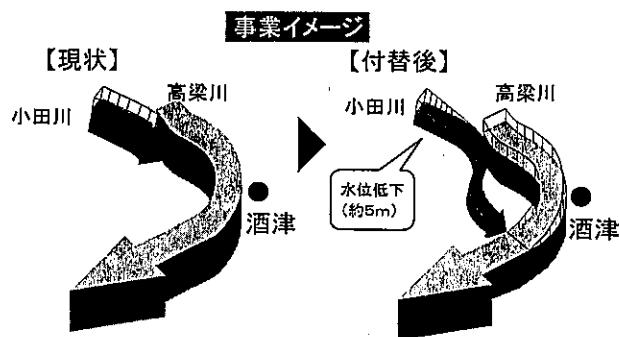
- 治水及び高潮対策事業（実施中）

直轄河川改修事業	吉井川、旭川（百間川含む）、高梁川
県管理河川改修事業	一級河川砂川、小田川、二級河川箇ヶ瀬川等23河川
建設海岸・港湾海岸	三蟠九蟠海岸等5箇所、水島港海岸等12箇所

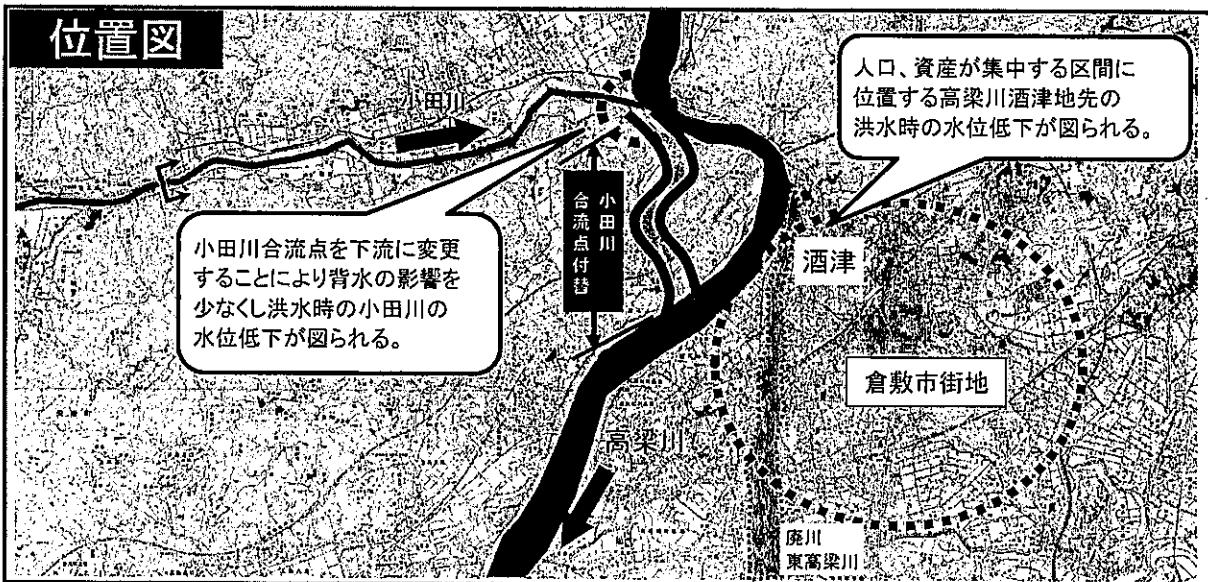
## 小田川合流点付替事業の推進

### 事業の目的

小田川合流点付替事業により、高梁川との合流点が約4.6km下流に付替わり、人口、資産が集中する倉敷市街地に接する高梁川酒津地先の洪水時の水位低下が図られ、水害のリスクが低減される。また、過去幾多の甚大な被害が生じている小田川合流点付近の洪水時の水位低下が図られる。



### 位置図



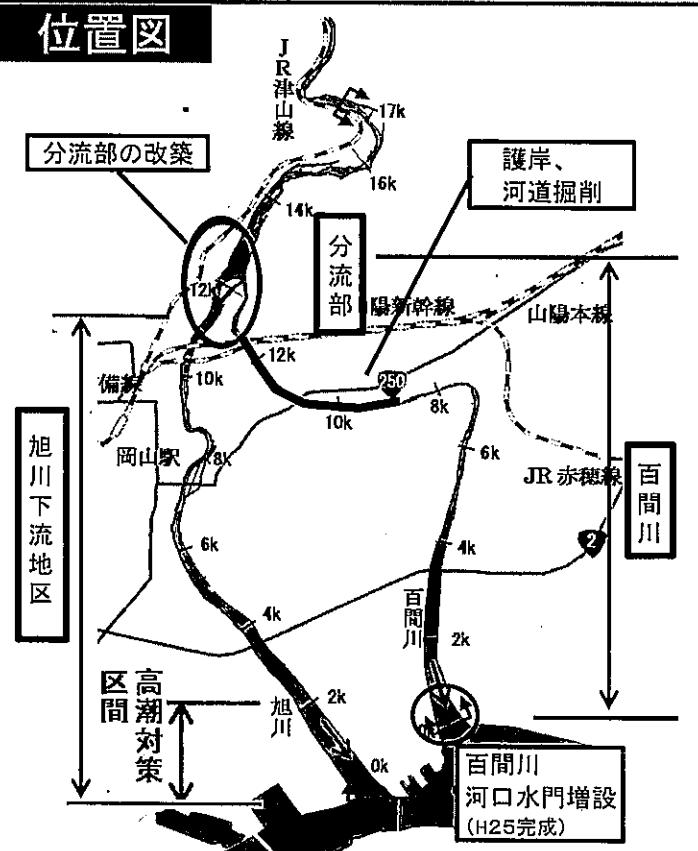
## 旭川放水路(百間川)改修事業の推進

### 事業の目的

人口・資産が集中する岡山市街地を流れる旭川・百間川全体の治水機能向上のため、旭川本川の改修を進めるとともに、百間川においても、河口水門増設や河道掘削などの整備が進められている。

改修事業の推進により、昭和47年7月洪水が再び発生した場合にも、旭川下流地区・百間川全体の治水安全度の向上が図られる。

### 位置図



## 30 南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進等

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

### 提案事項

南海トラフ地震の発生が差し迫っている中、地震・津波から人命を守るため、安定的かつ恒常的な財源を確保し、防災・減災対策に係る土木施設の整備を加速化させるとともに、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の更なる体制強化に努めること。

#### (1) 道 路

緊急輸送道路の道路防災対策や、緊急輸送道路に直結する道路橋梁等の緊急的な耐震化を推進するための財源を確保すること。

#### (2) 海 岸

地震・津波に対処するため、海岸保全施設の整備を推進するための財源を確保すること。

#### (3) TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）

南海トラフ地震に際して、被災状況の把握や、早期復旧に向けた技術的支援を迅速に実施するTEC-FORCEの機能を最大限に発揮できるよう、更なる体制強化に努めること。 新規

### （提案の理由）

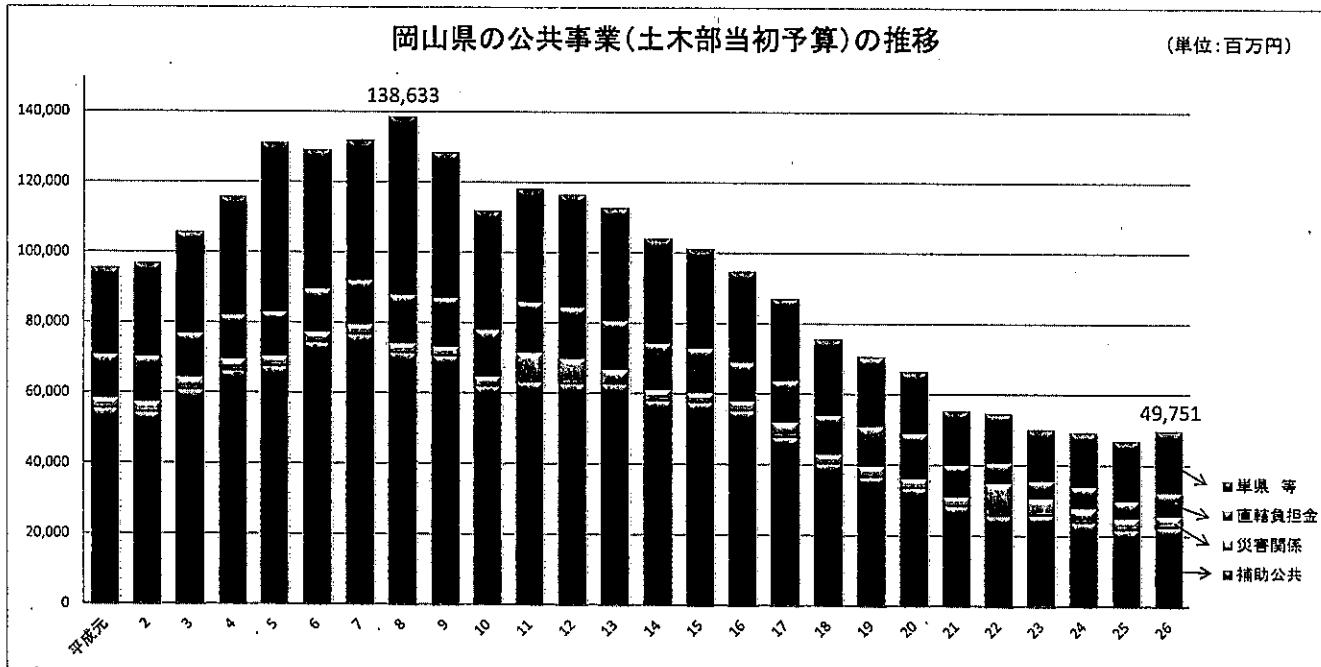
#### 現 状

- 南海トラフ沿いにおける地震（M8～M9クラス）の、今後30年以内での発生確率は70%程度となっている。
- 平成23年3月に発生した東日本大震災では、想定を超える規模の地震、津波等により、土木施設が大きな被害を受けるなど甚大な被害が発生し、地震直後から必要な緊急輸送を行うことが困難となつた。
- 大規模災害時に救急活動や輸送のルートとなる緊急輸送道路について、本県における落石等危険箇所の道路防災対策率は32.3%、同道路に直結する道路橋梁等の緊急的な耐震化率は20.9%にとどまっている。
- 本県における海岸保全施設の整備率は、30.2%と低い状況にある。
- 海岸保全施設整備の基本となる「岡山沿岸海岸保全基本計画」を、本県が公表した南海トラフの巨大地震による津波高等を踏まえ、平成26年3月に改訂した。（再掲）
- 災害発生時の円滑な災害対応に資するため、初動段階から緊密な連携と情報交換ができるよう、平成22年度には、中国地方整備局と本県との間で、災害時における相互協力に関する基本協定書を締結している。

## 課題

- 南海トラフ地震の被害想定が示されている中、災害を防止するための施設整備をより一層促進させる必要がある。
- 本県の公共事業予算（土木部関係）については、ピーク時の約3分の1と大変厳しい状況にあり、防災・減災対策の促進を図る上で、国の支援の拡充が必要である。
- 国の公共事業関係費は、平成25年度予算と比較すると2.1%の増となったが、平成22年度予算（前自公政権下）と比較すると5.4%の減となっており、必要な社会資本整備の遅れが危惧される。（再掲）
- 今後は、改訂した「岡山沿岸海岸保全基本計画」に基づき、高潮に加え、地震・津波に対する海岸保全施設の整備を早急に推進していく必要がある。（再掲）
- 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害では、広域的な被害が想定されるため、より大規模なTEC-FORCE隊員の体制整備が必要である。

## 【参考】



- 岡山県の土木施設整備状況（防災・減災関連） H26.3末現在

	内 容	整備率
道 路	緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策	32.3 %
	緊急輸送道路上の道路橋梁の緊急的な耐震化	98.9 %
	緊急輸送道路に直結する道路橋梁等の緊急的な耐震化	20.9 %
海 岸	建設海岸・港湾海岸の海岸保全施設整備（高潮対策）	30.2 %

- 今後、特に早急な対策が求められる箇所等

道 路 … 落石等危険箇所：国道180号（新見市法曾～千屋実）等  
                   道路橋梁（緊急輸送道路に直結）：白谷橋（主）北房井倉哲西線（新見市草間）  
                   新笠懸橋（一）馬橋平福線（美作市北山）等

海 岸 … 建設海岸：三蟠九蟠海岸（岡山市中区桑野～東区九蟠）、  
                   岡南海岸（岡山市南区飽浦）等  
                   港湾海岸：水島港海岸南浦地区（倉敷市）、児島港海岸唐琴地区（倉敷市）等

## 3.1 土木施設の適切な維持管理・更新の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

### 提案事項

高度経済成長期以降、集中的に整備した土木施設が、今後急速に老朽化し、維持管理・更新に要する経費の増加が見込まれる中、土木施設の適切な維持管理・更新を推進する地方の取組を支援すること。

- ① 「防災・安全交付金」等の地方における維持管理・更新の取組に必要な予算を確保すること。
- ② 「防災・安全交付金」等の対象メニューを拡充すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 中央自動車道・笹子トンネルでの天井板崩落事故などが発生し、経年劣化の進むインフラの安全性確保が社会問題となっている。
- 国では、平成24年度経済対策補正予算において、地方におけるインフラの老朽化対策等を支援する「防災・安全交付金」を創設し、その後も継続して当交付金の予算措置を講じるとともに、平成25年11月に、インフラの維持管理・更新の基本指針となる「インフラ長寿命化基本計画」を決定した。
- 本県では、土木施設の老朽化が課題となる中、将来にわたって施設の機能を保持しつつ、適切に管理するため、県政の最上位に位置付けられる総合的な計画である「晴れの国おかやま生き活きプラン」において、土木施設の戦略的維持管理を重点的な施策として取り組むこととしており、現在、道路橋梁等について長寿命化計画を策定し、老朽化対策を進めている。

#### 課題

- 適正な維持管理の実施に向けた法令の整備として、道路法等の改正が行われ、点検基準等が示されたことから、地方では、土木施設の老朽化対策について、より一層の取組強化が求められている。
- 「防災・安全交付金」の対象メニューは、道路橋梁の長寿命化計画に基づく保全対策などに限定されており、対象外の事業については、地方は全てを単独費により賄わなければならない。
- 土木施設の老朽化対策は全国共通の課題であり、国及び地方が一体となって取り組む必要があることを踏まえ、国による一層の支援の拡充が必要である。

## 【参考】防災・安全交付金の対象外である主な施設

区分	摘要
河川管理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水門、排水機場等のうち、非致命的機器及び40年間の全体事業費が4億円未満のもの</li> <li>・堤防、護岸等</li> </ul>
ダム管理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体事業費が4億円未満のもの</li> </ul>

(注) 致命的機器 : 故障すると直ちに施設が稼働できなくなるもの

非致命的機器 : 致命的機器以外のもの

➡ 対象施設の拡充を提案

## 3.2 水道施設の耐震化の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 提案事項

- ① ライフライン機能強化等事業費における資本単価要件を緩和するとともに、補助率を一律に2分の1に引き上げること。
- ② 基幹水道構造物に対する耐震化計画策定を補助対象に加えること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 耐震化に係る国庫補助事業の採択基準の1つである資本単価要件（水道事業：90円/m<sup>3</sup>以上、水道用水供給事業：70円/m<sup>3</sup>以上）を満たす水道事業者は、県内27事業者うち13事業者に限られている。  
また、国庫補助を受けられても、補助率は4分の1から2分の1であるため、水道施設の耐震化が進んでいない。
- 水道事業者が計画的に水道施設の耐震化を進めるためには、現存する基幹水道構造物（基幹管路・浄水施設・配水池等）の耐震化計画策定が必要だが、補助対象となっていない。

#### 課題

- 本県では沿岸部を中心に10市4町が南海トラフ地震対策特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されるなど、水道施設の耐震化に早急に取り組む必要がある。

### 【参考】

- 水道施設の耐震化率（平成24年度末）

	基幹管路耐震適合率	浄水施設耐震化率	配水池耐震化率
全国	33.5%	21.4%	44.5%
岡山県	24.0%	24.3%	52.4%

## 33 毒物劇物タンクの耐震化の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 提案事項

地震時の毒物劇物に係る保健衛生上の危害を防止するため、広範囲に被害が及ぶと想定される一定規模以上の毒物劇物タンクにおける耐震基準を設けること。

#### (提案の理由)

##### 現 状

- 一定規模以上の高圧ガスタンク・危険物タンクについては耐震基準が設けられているが、高圧ガス又は危険物に該当しない毒物劇物タンクについては耐震基準が設けられていない。
- 南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえた「岡山県石油コンビナート防災アセスメント結果報告書」が公表され、地震時のタンク損傷等により毒性液体タンク（高圧ガス又は危険物に該当しない毒物劇物タンク）から毒性ガスが拡散する可能性があり、影響はコンビナート区域外に及ぶことが懸念される。

##### 課 題

- 地震によるタンク損傷等によりコンビナート区域外に毒性ガスが拡散する可能性があり、周辺住民への健康危害が懸念される。

#### 【参考】

<他法令の耐震基準>

- 高圧ガスタンク耐震基準

区分	貯蔵能力	設置時期	義務付け
貯槽	3トン以上 (圧縮ガスは300m <sup>3</sup> 以上)	S57.3.31以前に設置	無
		S57.4.1以降に設置	有

- ・ 高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和56年通産省告示第515号）

## ○危険物タンク耐震基準

区分	貯蔵能力	設置時期	義務付け	新基準への改修
特定屋外貯蔵タンク	10,000キロリットル以上	S52.2.14以前に設置 (旧基準)	有	H21.12.31まで
		S52.2.15以降に設置	有	
	1,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満	S52.2.14以前に設置 (旧基準)	有	H25.12.31まで
		S52.2.15以降に設置	有	
準特定屋外貯蔵タンク	500キロリットル以上 1,000キロリットル未満	H11.3.31以前に設置 (旧基準)	有	H29.3.31まで
		H11.4.1以降に設置	有	

- ・危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）
- ・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）

## 34 警察基盤の整備充実

提案先省庁	警察庁
-------	-----

### 提案事項

- ① 県民が身边に不安を感じる事件・事故等に的確に対応するとともに、増加傾向にある人身安全関連事案や特殊詐欺等の対策を推進し、県民の安全・安心を確保して、「安全・安心の岡山」を実現するため、警察官を増員すること。
- ② 厳しい治安情勢に的確に対応するため、捜査用車両や防弾楯等の治安対策用装備資機材の整備充実を図ること。
- ③ 災害発生時に的確に対応するため、応急電源用発動発電機等の災害対策用装備資機材の整備充実を図ること。
- ④ 重大事案発生時に警察機能を十分に果たすことができる警察本部庁舎を整備するため、必要な財源確保を図ること。 新規

### (提案の理由)

#### 現状

- 治安再生に向けた取組により、本県の刑法犯認知件数は、平成15年以降11年連続で減少するなど、一定の改善が見られるが、重大事件に発展する危険性が高いストーカー・DV等人身安全関連事案が増加傾向にあるため、事態に応じた被害者等の安全確保のほか、加害者への警告、検挙等、迅速・的確な対処が必要である。
- 特殊詐欺の認知件数は前年より増加し、被害金額が過去最悪の状況にあるため、合・共同捜査や、警察署に対する事件指導及び捜査支援等の特殊詐欺撲滅に向けた取組の強化が必要である。
- 治安対策用装備資機材や災害対策用装備資機材は必要数を充足するには至っておらず、早急な整備が必要である。
- 現在の警察本部は、警察本部機能が分散化している上、耐震性能やセキュリティ対策の脆弱性等の問題を抱えていることから、治安・災害の対策拠点として警察活動に必要な機能を備えた警察本部庁舎の早急な整備が必要である。

#### 課題

- 「安全・安心の岡山」を実現するため、犯罪抑止総合対策をはじめとした諸対策や県民が身边に不安を強く感じる犯罪等の徹底検挙を推進するとともに、災害発生時に県民の安全を確保するために、更なる警察官の増員及び装備資機材の整備充実及び警察本部庁舎の整備を図る必要がある。

### 【参考】

	H21	H22	H23	H24	H25
刑法犯認知件数	25,862件	24,097件	23,872件	22,005件	19,824件
犯罪率全国ワースト順位	13位	11位	10位	12位	13位

## 35 交通安全施設等整備の推進

提案先省庁	警察庁
-------	-----

### 提案事項

- ① 幹線道路等における交通の安全と円滑を確保するため、交通管制システム、交通信号機等の高度化更新や、集中制御エリアの拡大等新交通管理システム（UTMS）の整備をはじめ、信号灯器のLED化等を推進して、安全で快適な道路交通環境を実現すること。
- ② 災害に伴う停電時の交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源附加装置等の整備充実を図ること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 当県は、広域交通網の結節点で、他県からの車両の流入が多いため、岡山市や倉敷市等の市街地に通じる主要幹線道路を中心に、交通渋滞が深刻化しているほか、交通騒音等も悪化している状況にある。
- 平成25年中の県下の交通事故死者数は、107人（前年比5人減）で、昨年に比べれば減少しているものの依然として極めて厳しい状況である。また、高齢者の交通事故死者数は、58人（前年比3人増）で、全死者数の半数を超えており、高齢者が関与する交通人身事故件数も、高水準で推移している。
- 交通安全施設等の整備については、これまで、新交通管理システムの拡充整備のほか、交通管制システムの更新整備等を行い、都市部を中心に、交通信号機の集中制御化を図るとともに、省電力、視認性に優れた信号灯器のLED化等の整備を進めている。
- 東日本大震災以来、災害対策の抜本的見直しが求められる中、信号機電源附加装置等の整備は十分とはいはず、災害発生時における信号機の停電対策が急務となっている。

#### 課題

- 安全で快適な道路交通環境を実現するため、交通状況に応じたきめ細かい信号制御による交通の円滑化、省電力、視認性に優れた信号灯器のLED化等を推進するとともに、災害発生時における交通の安全等を確保するため、発電装置を備えた信号機等の整備充実を図る必要がある。

#### 【参考】

本県における高齢者が関与する交通事故状況（過去5年間）

	H21	H22	H23	H24	H25
交通事故死者数(人)	107	109	106	112	107
うち高齢者率(%)	56.1	52.3	44.3	49.1	54.2
交通人身事故件数(件)	17,161	16,821	16,197	15,021	14,182
うち高齢者関与率(%)	24.8	25.1	24.8	25.9	27.4

## 36 地域の実情に応じた生活交通の維持・確保

提案先省庁 国土交通省

### 提案事項

地方バス路線や第三セクター鉄道、JR在来線等の生活交通を維持・確保するため、地域の実情を踏まえ、以下の支援を講じること。

- ① 地方バス路線の運行費補助について、補助要件の緩和や補助限度額の引き上げを行うこと。
- ② 「井原鉄道」など第三セクター鉄道の経営安定化を図るため、支援制度を拡充すること。
- ③ JR在来線の利便性の向上を図るとともに、沿線自治体等の利用促進に向けた取組に対して支援を行うこと。

### (提案の理由)

#### 現状

- 広域的、幹線的なバス路線については、地域公共交通確保維持改善事業において、国庫補助事業が実施されている。

#### 〈主な補助要件〉

- ・ 1日当たりの計画運行回数が3回以上
- ・ 1日当たりの輸送量が15人以上150人以下

※平均乗車密度（1便当たりの平均利用者数）が5人を下回る場合は、補助金が減額される。

#### 〈補助対象経費〉

- ・ 経常費用の9/20を補助限度額とする経常費用と経常収益との差額（赤字分）

- 第三セクター鉄道である井原鉄道については、厳しい経営状況を踏まえ、県や沿線自治体が、「上下分離方式に準じた方式」により、線路や車両など輸送のためのインフラ部分にかかる費用を負担している。

平成25年度関係自治体負担総額 197,564千円

（うち岡山県負担額：93,787千円）

なお、平成23年度から、地域公共交通バリア解消促進等事業等において、車両の検査・補修などの経費が補助対象となっている。

- JR在来線については、特に県北部において、利用者数の減少が著しい。

（参考）JR在来線輸送人員の推移（平成3年度を100とした場合の平成25年度の指標）

因美線	19.1	伯備線	85.6
芸備線	22.3	宇野線	92.0
姫新線	42.9	吉備線	96.7
津山線	59.9	山陽本線	97.3
瀬戸大橋線	82.4	赤穂線	101.8

- 利用者の減少が著しいJR姫新線、因美線及び芸備線の利用促進を図るため、県、沿線市町及びJR西日本岡山支社が、平成25年3月に「姫新線・因美線・芸備線を利用する会」を設立し、利用促進のための啓発活動等を行うとともに、今後の利用促進策を検討している。
- 「因美線・津山線近代化促進期成同盟会」が、JR西日本岡山支社に対し、地域住民の意見を反映したダイヤ設定や乗り継ぎの改善、駅や車両等のバリアフリー化、無人駅への列車運行情報提供システムの導入等の利便性向上について要望を行っている。
- 岡山県、兵庫県及び「兵庫・岡山両県境隣接市町村地域振興協議会」が、JR西日本岡山支社に対し、山陽本線の岡山・姫路駅間の直通列車の増便、車両のバリアフリー化、無人駅への列車運行情報提供システムの導入等の利便性向上について要望を行っている。
- 今年5月、持続可能な地域公共交通網の形成に資することを目的とした「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」が成立するとともに、地域公共交通再編実施計画の策定に要する経費を対象とする補助制度が創設された。

### 課題

- 地方バス路線については、中山間地域などにおいて利用者が減少していることから、補助要件など、現行の国庫補助制度では十分に対応できていない。
- 井原鉄道については、今後、施設の老朽化に伴い、維持経費が増加することから、国庫補助制度の充実などにより、関係自治体の負担軽減を図る必要がある。
- JR在来線については、輸送改善による時間短縮や自動改札機の導入など、利便性の向上に向けた投資が不可欠であり、また、利用促進に向けた沿線自治体等による住民への啓発活動などの取組を進めることが重要である。

## 37 中山間・離島地域の総合対策の推進

提案先省庁	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
-------	---

### 提案事項

#### (1) 中山間地域についての総合的な推進体制の整備等

経済基盤や生活環境の整備、都市との交流促進など、地域の特性に応じた中山間地域の活性化対策が効果的に実施されるよう、国において、中山間地域の活性化に関する基本方針を策定するなど、総合的な推進体制を整備すること。なお、過疎市町村など中山間地域を有する自治体が、各種施策を着実に進められるよう、引き続き、地方交付税制度の充実等による一般財源の確保や、地方債計画における過疎対策事業債の必要額の十分な確保を図ること。

#### (2) 離島振興対策の推進

豊富な海洋資源や豊かな自然環境などを有する離島地域の振興に向けて、改正離島振興法に基づき、地方の実情に沿った総合的な離島振興施策を展開できるよう、必要な予算額を確保すること。

### (提案の理由)

#### 現 状

○ 中山間地域は、豊かな自然や歴史、伝統・文化を有する地域であるとともに、食料の供給、水源のかん養、国土の保全、地球温暖化の防止など多面的・公益的な機能を担っており、国全体の産業活動や国民生活を支えている地域である。

また、豊かな自然を背景にした県民の憩いと安らぎの交流空間や定住の場として、多面的・公益的な機能を有し、県民の生活に重要な役割を果たしている。

しかしながら、過疎化と高齢化が急速に進行し、耕作放棄地の増加や森林の荒廃、農林水産業の活力の低下、コミュニティの崩壊の危機のほか、商業機能の低下や生活交通網の弱体化による買い物に困難を來す者の発生など多くの問題を抱えている。また、中山間地域を有する自治体は、問題解決のための財源確保に苦慮している。

本県では、県、市町村及び県民の責務等を明らかにした「岡山県中山間地域の振興に関する基本条例（平成15年4月施行）」及び「岡山県中山間地域活性化基本方針（平成26年2月改訂）」に基づき、総合的な対策に取り組んでいる。

○ 離島地域は、国土の保全や海洋資源の利用、自然環境の保全、憩いと安らぎ交流空間等として重要な役割を担っているものの、本土に比べ社会基盤や生活環境等の面で立ち後れる中で、人口の流出や高齢化の進行に伴う、定期航路や医療体制の確保など多くの課題を抱えている。

離島振興法は、昭和28年に10年間の时限立法として制定され、その後も10年ごとに改正・延長が行われている。平成35年3月を期限とする改正離島振興法が25年4月に施行され、新たに基本理念や国の責務が規定されるとともに離島活性化交付金が創設された。

本県では、改正離島振興法に基づく「岡山県離島振興計画」を策定しており、関係市等と協働により、離島振興施策を着実に実施することとしている。

## 課題

- 中山間地域の活性化には、総合的かつきめ細かな振興対策を、国・県・市町村・民間が一体となって推進することが必要である。
 

また、国においても、国土形成計画を踏まえた総合的な中山間地域の活性化に関する基本方針を策定するとともに、各種施策の推進に当たっては、円滑に府省間の調整を行う必要がある。

さらに、今日の中山間地域は従来にも増して厳しい状況にあり、自治体の財源の確保を含めた継続的かつ総合的な中山間地域対策に取り組む必要がある。
- 離島振興対策については、昭和28年の法制定以降、離島振興対策を講じているものの、離島を取り巻く社会経済状況は厳しく、人口の減少、少子高齢化が進む中で、依然として社会基盤や生活環境等の面で立ち後れ、従来にも増して厳しい状況に置かれしており、引き続き離島振興対策に取り組む必要がある。

## 【参考】

- 中山間地域の状況

区分	市町村	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	高齢化率 (%)
全県域	27	7,113.21	1,945,276	24.9
中山間地域	22	5,354.48	581,248	30.8
中山間地域の割合	81.5%	75.3%	29.9%	—

(注) 人口及び高齢化率は、平成22年国勢調査による。

<中山間地域の定義>

山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的条件に恵まれない地域で、次のいずれかに該当するもの

- ・ 山村振興法に規定する山村
- ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域

- 離島振興法による離島振興対策実施地域の指定状況(平成26年4月1日現在)

指定	市町名	島名	指定時期
日生諸島	備前市	鹿久居島、鶴島、大多府島、頭島、鴻島、曾島	昭和36年9月
前島	瀬戸内市	前島	平成25年7月
犬島	岡山市	犬島	昭和42年8月
石島	玉野市	石島	昭和36年9月
児島諸島	倉敷市	笠島、松島、六口島	昭和36年9月
笠岡諸島	笠岡市	高島、白石島、北木島、真鍋島 小飛島、大飛島、六島	昭和32年12月 昭和32年8月

- 離島地域の状況

(単位:人)

区分	人口			高齢化率 (%)	
	平成12年	平成22年	減少率 (%)	平成12年	平成22年
離島地域計	4,304	3,004	△30.2	44.5	59.3
中山間地域計	632,040	581,248	△8.0	26.3	30.8
全県域	1,950,828	1,945,276	△0.3	20.2	24.9

(注) 人口及び高齢化率は、国勢調査による。

## 38 環境保全対策の推進

提案先省庁	環境省
-------	-----

### 提案事項

#### (1) 微小粒子状物質（PM2.5）への対応

- ① 微小粒子状物質（PM2.5）は、その構成成分により人体への影響や対策手法が異なると考えられるため、全国のデータを集約している国において、各自治体からのデータを分析し、環境基準の達成に向けた有効な施策等を検討するとともに、そうした分析や検討の状況等を隨時フィードバックすること。
- ② 微小粒子状物質（PM2.5）による大陸からの影響について、国内のみならず、東アジア各国と協力して調査・研究を推進し、一層の原因究明や低減対策の推進に取り組むこと。 **新規**

#### (提案の理由)

##### 現状

- 国は、平成11年から微小粒子状物質（以下、「PM2.5」という。）と健康影響との関連性について調査を開始し、平成19年にその結果を公表、同年よりPM2.5に係る健康影響を評価する検討会を設置し、その検討結果を踏まえ平成21年にPM2.5の環境基準を定めた。
- 県では、平成22年度から早島局で正式な測定を開始し、平成23年度からは4測定局において測定を実施している。また、平成22年度からは一部の項目の成分分析を開始し、平成25年度からは全項目の成分分析を実施している。
- 平成24年度末に大陸からの影響等によるPM2.5の高濃度事象が問題となり、国は平成25年3月に専門家会合の報告書を送付し、注意喚起に係る暫定指針等を示した（平成25年12月一部改正）が、具体的な対応については各自治体の判断に任せている。

##### 課題

- PM2.5は、その構成成分により人体への影響や対策手法が異なると考えられるため、各自治体は国の要請を受けて成分分析に取り組んでおり、その結果を国に報告しているが、その取りまとめ結果や考察、施策等についてフィードバックされていない。
- PM2.5の高濃度事象は、広域的な問題であり、国により対応の方向性や施策を検討する必要がある。

## 提案事項

### (2) アスベストの適切な処理体制の確保等

解体等作業現場周辺における規制基準について、引き続き検討し早急に設定するとともに、安価かつ迅速な分析方法や処理方法を開発・普及すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- アスベスト飛散防止対策の強化として、解体工事等に係る建築物のアスベスト使用の調査確認の義務化、工事発注者の責任明確化、自治体職員の立入調査権限の強化などが盛り込まれた改正大気汚染防止法が、平成26年6月1日に施行された。

#### 課題

- 法改正により、発注者等の経済的負担が増加することが予想されるため、安価かつ迅速な分析方法や処理方法の開発・普及をはじめとした、一定の支援制度の継続が必要である。

## 39 廃棄物の適正処理

提案先省庁	経済産業省、環境省
-------	-----------

### 提案事項

#### (1) 特定家庭用機器再商品化制度の見直し

特定家庭用機器の不法投棄防止のため、あらかじめ製品価格にリサイクル料金を上乗せ（先払い）する制度に改めること。

#### （提案の理由）

##### 現 状

- 特定家庭用機器再商品化法の対象機器の不法投棄が絶えず、市町村は対応に苦慮している。

##### 課 題

- 特定家庭用機器を廃棄する際にリサイクル料金を支払うことに対して負担感があり、不法投棄の原因の一つとなっている。

## 提案事項

### (2) ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の適正処理

- ① 使用中のP C B含有電気機器の使用廃止期限等の取扱いを明確にすること。
- ② 微量P C B混入電気機器の処分費用について中小企業者等への負担軽減制度を創設すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（P C B特措法）では、P C B廃棄物（P C Bを含有する電気機器が廃棄物になったもの）を保管する事業者は、政令で定める期間内に当該P C B廃棄物を処分しなければならないとされているが、処分の期間を過ぎてなお使用中のP C B含有電気機器については、その取扱いが不明確である。
- 日本環境安全事業（JESCO）で無害化処理が行われるP C B廃棄物（高濃度にP C Bを含むもの）については、中小企業者に対し処理費の7割軽減制度等がある。しかし、微量P C B混入電気機器については、そのような処分費用の負担軽減制度がない。

#### 課題

- 平成24年12月のP C B特措法施行令の改正によりP C B廃棄物の処分の期間が延長されたが、使用中の電気機器については明確な使用廃止期限が定められておらず、P C B特措法の施行に支障を生じるおそれがある。
- 微量P C B混入電気機器を保管する事業者からは、P C Bの使用が法的に禁止された後において、微量とはいえP C Bが含まれている電気機器が存在するのは電気機器の製造上の問題であり、それを購入した事業者には何ら落ち度がないにもかかわらず、多額の処分費用を負担させられることに対する不満が極めて強い。

## 提案事項

### (3) 循環型社会形成推進交付金に係る予算措置

市町村等が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合に対象となる循環型社会形成推進交付金について、適切な予算を確保すること。

#### (提案の理由)

##### 現 状

- 市町村等が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合、循環型社会形成推進交付金制度を活用しているが、平成23年度及び平成25年度の交付金額は要望額を大きく下回る交付金額であった。

平成23年度	廃棄物処理施設	要望額の約33%内示
	浄化槽	要望額の約85%内示
平成24年度	廃棄物処理施設	要望額の100%内示
	浄化槽	要望額の100%内示
平成25年度	廃棄物処理施設	要望額の約64%内示
	浄化槽	要望額の約88%内示

平成25年度は、その後、2月の補正予算により廃棄物処理施設について不足分が確保され、要望どおりの交付金額が措置されたが、交付金額に不足が生じた場合、市町村等は事業費の縮減や地方負担の増額といった対応が必要となり、市町村等の財政計画に与える影響のみならず施設整備計画の遅延が発生することも危惧される。

こうした中、平成26年度は、一部事業が満額内示されるなど交付金が大幅に不足する状況は改善されたものの、全国的には老朽化した廃棄物処理施設の更新需要が今後増大することも見込まれており、引き続き、適切な予算が確保される必要がある。

平成26年度	廃棄物処理施設（平成26年度竣工事業）	要望額の100%内示
	廃棄物処理施設（平成27年度以降竣工事業）	要望額の約92%内示
	浄化槽	要望額の約83%内示

##### 課 題

- 市町村等の廃棄物処理施設や浄化槽は、一般廃棄物の処理や汚水処理に不可欠なものであり、その計画的な整備等のため、循環型社会形成推進交付金の適切かつ安定的な予算措置が講じられる必要がある。

## 40 地球温暖化対策及び新エネルギーの普及・拡大の推進

提案先省庁 経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省

### 提案事項

地球温暖化の進行は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであり、温暖化防止のため、温室効果ガスの排出量を削減する実効性ある対策を着実に推進し、低炭素社会の実現を図っていく必要がある。そのためには、様々な主体との連携による再生可能エネルギーの普及拡大や県民や企業への省エネ意識の普及、電気自動車の普及促進により、省資源・省エネルギー型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着を図る必要があり、次のことを提案する。

- ① 地球温暖化対策推進法に基づく、「地球温暖化対策計画」の策定に当たっては、各主体が目標をもって温暖化対策に取り組めるよう、国レベルでの部門別、年次別、施策別の削減目標及び具体的な施策内容等をわかりやすく提示すること。
- ② 電力の固定価格買取制度における買取価格については、国民負担に配慮した上で、再生可能エネルギーの導入が促進される水準に設定すること。
- ③ 家庭部門でのエネルギー消費量は世帯数の増加などから過去30年間で約1.5倍に増加していることから、窓断熱改修など、住宅の省エネルギー化に向け、効果的な施策を推進すること。**新規**
- ④ 電気自動車の一層の普及を図るため、充電器の設置が事業として成り立つよう、事業モデルの確立を促進し、設置しやすい環境を整備すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 国は、昨年11月に温室効果ガスの暫定的な削減目標(2020年度に2005年度比3.8%減)を定めたが、今後、エネルギー政策やエネルギー・ミックスの検討を踏まえて確定的な目標を設定するとされ、また、地球温暖化対策推進法に基づく、「地球温暖化対策計画」も策定されていない。
- 本年4月の固定価格買取制度の改定では、太陽光発電については、システム費用の下落に伴い、買取価格が引き下げられた。  
※出力10kW以上：36円/kW→32円/kW(税抜)、10kW未満：38円/kW→37円/kW(税込)
- 本県では本年度から、家庭で使うエネルギーの約6割を占める冷暖房と給湯の省エネルギー化を進めるため、太陽熱利用や窓断熱改修への補助制度を創設した。  
国においても、住宅の省エネルギー化を図るため、高性能建材を使用した改修に対する補助制度を設けているが、十分な活用が図られていない。
- 電気自動車の普及を図るため、国は車両購入時の補助を行うとともに、平成24年度補正で充電器10万基分の補助を行っている。なお、充電器補助の受付期間は1年延長され、27年2月末までとなった。

## 課題

- 温室効果ガス削減は、国が定める部門別、年次別、施策別の削減目標、施策内容等を踏まえ、各主体自らが目標を持って取り組む必要があり、県としても国の目標、施策内容を十分踏まえながら、県下の温暖化対策を推進していく必要がある。
- 太陽光発電等の導入拡大に伴って、固定価格買取制度による国民への過度の負担が生じないよう買取価格を設定する必要がある。
- 太陽熱利用システムは太陽光発電に比べエネルギー変換効率が高い（40～60%）にも拘わらず、近年設置が進んでいない。  
また、熱の出入りが大きい窓の断熱化が有効であるが、日本の住宅の断熱性能は欧米に比べ低くなっている。
- 電気自動車の今後一層の普及に向けては、急速充電器の設置数の増加が不可欠であるが、現状では、無料で充電サービスを提供しているところが多く、一部の企業グループで課金制度が導入されているものの、全国的な導入には至っていない。継続して充電サービスが事業として成り立つためには、採算性の維持が課題となっている。

# 41 児島湖及び周辺の環境保全対策の推進

提案先省庁	総務省、農林水産省、国土交通省、環境省
-------	---------------------

## 提案事項

### (1) 生活排水対策の推進

- ① 下水道を重点的かつ計画的に整備するため、必要な予算を安定的に確保すること。
- ② 合併処理浄化槽整備事業に係る国の助成率の嵩上げ及び単独処理浄化槽撤去費助成制度に係る国の補助額の引上げ措置を講じること。

### (2) 児島湖浄化対策の推進

県や流域市町が実施する児島湖を浄化するための各種施策や周辺環境保全対策について、導水に係る水利権制度の柔軟な運用や財政的な支援など、国においても積極的に取り組むこと。

## (提案の理由)

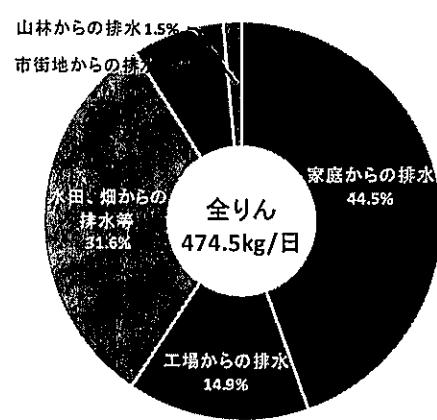
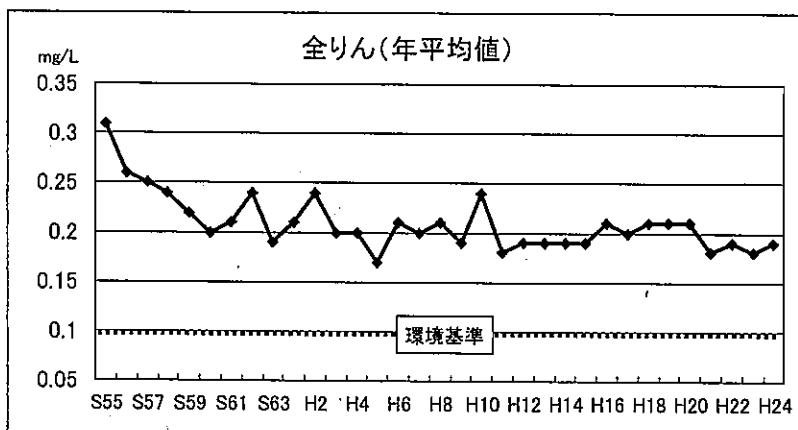
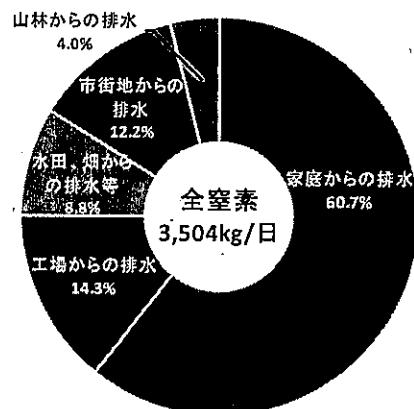
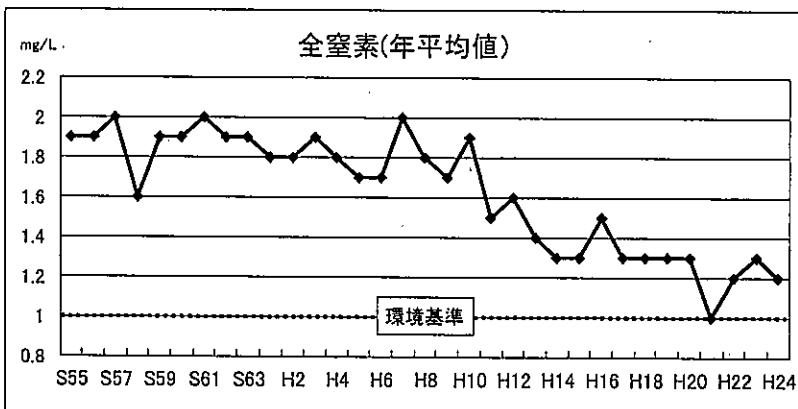
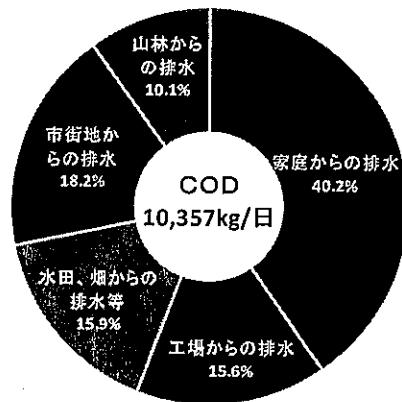
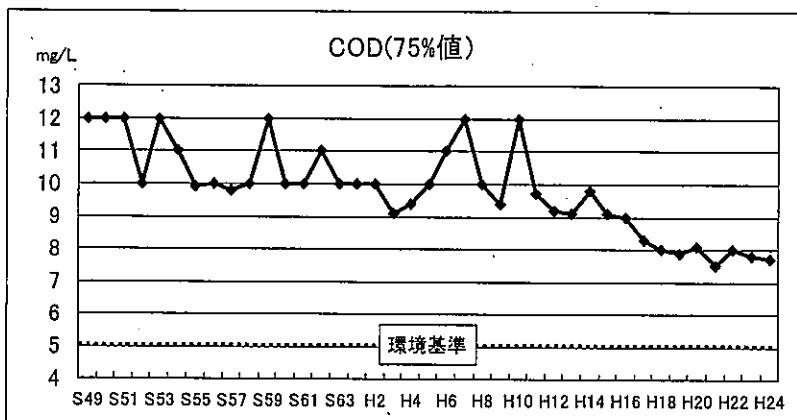
### 現 状

- 児島湖の水質は、近年緩やかな改善傾向にあるものの、環境基準の達成のためには、関係機関や県民との協働の下、各種対策を強力に推進する必要がある。
- 児島湖への排出される汚濁負荷量は、家庭からの生活排水がCODで約40%、全窒素で約60%、全りんと約45%を占め、最大の汚濁要因となっている。
- このため、生活排水対策として、下水道の整備や下水道への接続促進、単独処理浄化槽からの転換を含めた合併処理浄化槽及び高度処理型合併処理浄化槽の整備等を実施している。
- また、平成23年度に策定した第6期湖沼水質保全計画に基づき、生活排水対策の外、児島湖を浄化するための各種施策（ヨシ原の管理、清水導入、流出水対策、水質汚濁メカニズム究明等の調査研究、環境学習等）を実施することとしている。
- 大発生して周辺住民に迷惑を及ぼしているユスリカの対策として調査研究、誘蛾灯の設置等を実施してきたが、十分な効果が得られていない。

### 課 題

- 児島湖の水質改善を図り、継続的に環境基準を達成するためには、流域内の生活排水対策と児島湖の浄化対策の一層の推進が必要不可欠である。
- 湖沼法に基づく指定地域における生活排水対策の推進には下水道の整備が不可欠であることから、下水道整備の予算が安定的に確保される必要がある。
- 併せて、指定地域における合併処理浄化槽の整備に係る助成率の嵩上げ及び単独処理浄化槽の撤去費助成制度に係る補助額の引上げが必要である。
- また、児島湖を浄化するための各種施策及びユスリカ対策等の周辺環境保全対策を円滑かつ確実に実施するため、財政支援や国において積極的に新たな施策を講じるなどの取組が必要である。
- 新たな試みとして、児島湖の水質改善を目的とした環境用水利権の取得を目指しており、国の協力が不可欠である。

## 【参考】

児島湖の排出汚濁負荷量の  
発生源別割合（平成24年度）

## 42 東京オリンピック・パラリンピックの キャンプ地誘致等

提案先省庁	文部科学省
-------	-------

### 提案事項

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の効果を全国に波及させることができるように、大会や大会に向けての動向に関する詳細な情報の提供や施設機能の向上等への財政支援など、キャンプ地誘致等への積極的な支援を行うこと。 新規

### (提案の理由)

#### 現状

- 平成26年4月に2020年東京オリンピック・パラリンピックキャンプ地誘致等推進プロジェクトチームを設置し、事前キャンプ地の誘致や国及び関係団体等への提案を行う取組を行っている。
- 岡山県では、北京オリンピック開催に当たって、サッカー女子日本代表（なでしこジャパン）が岡山県美作ラグビー・サッカー場に、柔道オランダ代表が岡山武道館を会場として事前キャンプを実施している。
- 岡山県美作ラグビー・サッカー場は、天然芝のメイングラウンドに加え、天然芝とクレーの第1補助競技場、人工芝と天然芝の第2補助競技場と、合計で5面の競技場を備える有数のラグビー・サッカー専用競技場である。
- 岡山県には、サッカーJ2のファジアーノ岡山、なでしこリーグの岡山湯郷ベルとFC吉備国際大学シャルム、バレーボールVプレミアリーグの岡山シーガルズなどのトップクラブチームや、全日本学生柔道優勝大会や全日本学生体重別団体優勝大会を制した環太平洋大学女子柔道部など、国内トップレベルのチームがあり、海外チームの練習環境が整備されている。

#### 課題

- 美作ラグビー・サッカー場は昭和63年にメイングラウンド、メインスタンドが整備され、平成7年に補助競技場が整備されているが、海外チームのキャンプ地誘致に向けて、芝の張替等の改修など、更なる施設の充実に向けた整備が必要となる。
- キャンプ地誘致のみならず、東京オリンピック・パラリンピック関連施設の整備など、大会の開催効果を本県にも波及させるため、大会に関する詳細な情報を入手する必要がある。